

平成 29 年度 第 2 回岸和田市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時 平成 29 年 11 月 2 日 (木) 午後 1 時 50 分～午後 3 時
場 所 岸和田市役所 4 階 第 1 委員会室
出席委員 田中泰弘、小山美代志、永野勝之、廣岡鈴子、米本俊信、江龍直明、高松正剛、牛田伸二、金本均、炭谷文香、石田信博、湯浅寛子、井尻俊夫、岩佐博、中村武 (順不同、敬称略)
欠席委員 山出俊信、浦川信司、坂西明子、杉本充惠、喜多眞生 (順不同、敬称略)
事務局 寒川保健部長、寺本健康保険課長、武名主幹、北川担当長、赤田担当長、小笠原担当主幹、塩谷主幹、山本担当長、藤本主査
傍聴者 なし

会 議 錄 (要旨)

概 要

1 寒川保健部長挨拶

2 開会

石田会長挨拶

3 案件

- (1) 大阪府国民健康保険運営方針 (素案) について
- (2) 「市町村標準保険料率」の仮試算結果について

《会議発言要旨》

事務局

岸和田市国民健康保険運営協議会規則第 4 条第 5 項に従いまして、石田会長に議事進行をお願いいたします。

会長、よろしくお願ひします。

会 長

それでは、ただ今から、平成 29 年度第 2 回岸和田市国民健康保険運営協議会を開会します。先ず、本日の委員の出席状況について、事務局に報告を求めます。

事務局

委員定数 20 名中、本日の出席委員 15 名でございます。

被保険者代表の山出委員、保険医等代表の浦川委員、公益代表の坂西委員、杉本委員、被用者保険代表の喜多委員は所用のためご欠席です。

従いまして、岸和田市国民健康保険運営協議会規則第4条第4項に定める定足数を充たしておりますので、本日の会議は有効に成立でございます。

会長

それでは議事に入ります。案件は、報告事項2件ですが、どちらも30年度からの広域化に関する内容となっておりますので、先に事務局から併せて説明をお願いして、ご意見を頂戴する場は後に回したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

では、(1) 大阪府国民健康保険運営方針(素案)について、(2) 「市町村標準保険料率」の仮試算結果について、続けて事務局から説明をお願いいたします。

事務局

大阪府国民健康保険運営方針(素案)を資料1-1、1-2、1-3に基づき説明。また、「市町村標準保険料率」の仮試算結果を資料2-1、2-2、2-3に基づき説明。

会長

事務局から説明がありました。これらの件について、ご質問等はございませんか。

委員

資料1-3 保険料減免制度比較表において、府内統一基準では存在しない岸和田市独自減免の該当世帯・金額の実績はどの程度あるのでしょうか。もしなくなれば、どれくらいの負担が被保険者にかかるのでしょうか。

事務局

平成28年度決算では、該当世帯数366世帯、減免総額10,339,612円、1世帯あたり28,250円となっております。

委員

6年間は暫定的ということでしたが、6年後はそれらの方が影響を受けるわけですね。

委員

保険料の未納額というは、およそどれくらいでしょうか。また、翌年に持ち越さず、1年限りで精算されるものですか。

事務局

保険料の時効は、2年間となっていますので、その年度にお支払いいただいてないものは次年度に追いかけます。

委 員

大阪府に統一された場合、岸和田市の未納の方の保険料の取扱はどうなりますか。

事務局

保険料の賦課、徴収は、30年度以降も市の仕事となっており、滞納者への折衝等は、引き続き我々が行います。

委 員

徴収の方は市がやって行くということですが、はじめの説明で、30年度以降は府域地方税徴収機構での取り扱いとなるということではなかったですか。

事務局

全てをそちらでお願いするというものではありません。滞納されている金額など、選別した上で、引き続き我々が行うべきもの、機関にお任せするもの、とすみ分けとなります。お願いすると手数料も発生しますので、何から何までというものではありません。

委 員

基本的な考え方として2年間は追っていくということですが、やっぱり取れなかつた、といった場合は保険料を支払っている方に上乗せされるのでしょうか。

事務局

保険料を100%徴収できれば単純な計算で済みますが、一定これくらいであろうという予定収納率というものがございまして、それで割り戻した金額を全体に振り分けることになります。例えば、必要な額が50億円とすれば、全て払っていただいたら、50億円を集めるための保険料で済みますが、10%が払っていただけず、90%でないか、ということになりますと、55億が必要な保険料として算定することになります。

委 員

例えば保険料を年金から引くとか、収納率を改善する方策というものはないのですか。

事務局

年金天引きは制度上ございますが、介護保険が優先されます。年金を受給されている方に

つきましては年金天引きということになりますが、できない方もいらっしゃいます。

委 員

国民健康保険以外の保険では、100%の収納率ですよね。

事務局

後期高齢者医療ですと、99%を越えている数字となっています。国保の場合は、年金受給者以外の方が、なかなかお支払いただけてない方が多く後期高齢者医療のような収納率に届いておりません。

先ほどご質問いただきました未納額につきましては、平成28年度現年分の調定額が、約48億円、収納額が約45億円、収納率は93.19%、平成28年度滞納繰越分の調定額が、約15億円、収納額が約3.3億円、収納率が22.15%となっております。年金天引きでお納めいただくのは現年分です。未納分は滞納繰越となりまして2年間追いかけます。時効が中断される場合もありますので、滞納処分等を行いながら、督促・催告をして、地道に電話や文書によって折衝しております。

委 員

広域化された後、岸和田市から転出された方の未納保険料はどうなるのですか。

事務局

市外に転出され岸和田市国保から脱退されたケースでも、未納の方には督促・催告を継続して行います。住民票等でわかれれば、電話、文書で連絡を取り折衝します。日本から出てしまったという場合、現実問題難しい状況です。時効を迎てしまうケースがございます。

委 員

資料1-3の減免制度ですが、現行は全部○になっていますが、府内統一は×のところが多くなっています。未成年養育世帯、障害者の人、公的年金を主たる収入とする高齢者の人ですが、実際、生活が厳しい人たちは減免制度がなくなると、より生活が厳しくなるのかなと思いますが、もう決まった話ですか。

事務局

府内の統一基準につきましては、根本のところはこういった形で示されていますが、そこに至るまでに6年間の激変緩和期間が設けられていますので、少しでも負担にならないような形で、配慮をしつつ進めていくことになっています。

委 員

6年間の間は調整するけれども、6年後はこうなりますよ、ということですね。

事務局

負担の公平性の観点から、岸和田市の制度を府内統一の基準に合わせなければ、どこかで減免分の費用を他の方にご負担いただくことになってしまいますので、岸和田市独自の減免制度を広域化後も続けていくことは難しい状況です。

事務局

補足をいたしますと、基本的には府の決めた方針に事実上引きずられる形になります。その場合、府の方針はこうでも岸和田市は減免を続けるという選択肢をとると、その減免をした分収入が減るので、その分を賄うにはどうするかという議論になります。例えば、一般会計、すなわち税金から埋めるという考え方もあります。ですが、税金で埋めるというやり方は、国からはやめてください、そのために国保に入る公費を増やします、となっています。国保に入っていない方が税金という形で国保の保険料を担うことは、国民全体からの公平性の見地から問題ではないかとなります。では、他で埋める方法となると、保険料率全体を底上げして自分たちで賄うことになります。例えば粗い数字ですが、10%で済む保険料率が、減免を見越して11、12%に上げないといけないということです。減免を続けると、一定配慮をしているふうに見えますが全体を底上げしていますので結局プラスマイナスゼロということになります。従来よりも合計で3,400億円多い公費が国保に投入されますので、全体では配慮がされた数字となるのではと考えております。

減免は、一気になくすというのはあまりよくないという認識も持っていますので、府の統一基準に合わせるとするならば、最長6年間で合わして行きたいと思っています。

素案は大阪府がこれでいかがですかと、決定ではなく示しているものです。今、我々はこれをもとに、どういうふうにやっていくべきかという意見をまとめていまして、近々府に提出する予定です。減免部分については、もう少し考えてほしいという声を届けるつもりでおります。ただ、43市町村がございますので、例えば岸和田市だけが、もっと減免拡充してくださいといつても、他がいいよとなると声は届かないと思いますが、与えられたステージで引き続き努力をしてまいります。決定した場合は先ほど申し上げた手立て、考え方でみんなさんにご説明してご理解をいただこうと思っております。

委 員

岸和田市は、子どもを育てやすい、暮らしやすいと掲げていますが、所得の低い方は減免制度があった方が暮らしやすいのかなと思います。

委 員

岸和田市は人口が減っていますが世帯数増えています。介護分が個人単位の保険料、他は多人数に配慮した保険料ということでしたが、今後の見通しはどのようにお考えですか。

事務局

応益割の均等割と平等割の比率が7:3から6:4になりますと単身世帯の方には厳しい状況になります。今後の人口動向、世帯数がどうなるかということは、今日の議論とはちょっと違うところになりますが、国勢調査等では、人口減少と1世帯当たりの世帯人員数の減少は顕著にあるという認識はございます。その上で、保険料をどう考えているかということですが、府が示してきた保険料の算定が岸和田市の従来の算定方式と違っていました。今後単身世帯が岸和田市のみならず増えてくる中で、単身者に対して30年4月以降は保険料の負担が増えるというふうに考えていますが、保険料水準については、全体を見て考えて行きたいと思っています。人口の動向については、少しお答えしづらい面がございます。

委 員

市単独のときと府に統一された後では、岸和田市の被保険者の保険料は増加しますか。

事務局

今回示されたのは、平成29年度に、もし新制度で設定すればどうなったかという料率です。資料の2-3にありますが、総じてみると下の表のとおりで、集まる保険料全体像は、現行の率よりも府内統一の方が若干低くなる見込です。ただ、料率、限度額が違っていますので、個々の加入世帯のみなさまの保険料としましては、試算を行いましたが、上がる世帯、下がる世帯があり、平準化しますと若干抑え目というのが現時点での試算結果でございます。

限度額につきましても、本市の現行よりも府内統一の方は国基準どおりという提示でありますので、最高で年間8万円、統一基準の方が多いわけで、高所得者の方にとってみたら年間8万円保険料が上がるということになります。あるいは中間所得者にとっては、所得割率の減少で保険料が下がる一面もあり、それらを平準化すればこのような結果ですということです。

委 員

減免制度がなくなって費用負担が増えることになる方もいる反面、全体としては保険料が抑えられているところもあるということですね。新制度の広報では、そのような動きも紹介いただけたらと思います。

また、医療界では高齢者の定義が確かに来年変わることと思っていますが、そのことと国保は関係ないのでしょうか。影響は、他の制度にも及ぶと思います。

事務局

国民健康保険では、前期高齢者、後期高齢者という区分を使っています。医療の上での高齢者の区分を国民健康保険へ当てはめるという情報は、今のところございません。

委 員

岸和田市は赤字財政だから大阪府に統一されれば、赤字の市町村は負担が軽くなると、一般的に加入者の人は思っていると思います。

滞納保険料を回収するのは大変だと思いますが、減免の影響額よりも、滞納の金額をいかに減らすかだと思います。府に統一されれば岸和田市の保険料は安くなるのではないかという思いがあって、そうだと有り難いというのが正直なところです。

事務局

そうであるなら我々も有り難いと思っております。30年4月1日から広域化ということで、過去の負の遺産は岸和田市の責任できれいにしていくという必要がありますので、滞納、累積赤字につきまして、引き続き我々の方で対応していくことになります。

会長

大阪府の運営方針素案とそれに基づく試算についての説明でしたが、たくさんご意見を頂戴しましたので、事務局の方も大変ご参考になったと思います。

では、その他に移ります。事務局から何かございますか。

事務局

第3回の運営協議会は、30年2月22日木曜日を予定しております。内容につきましては、制度改正の直近の状況報告、新制度に向けての諮問をさせていただく予定です。事務局からは以上でございます。

会長

これで平成29年度第2回岸和田市国民健康保険運営協議会を閉会します。本日は、どうもありがとうございました。

平成29年11月30日

岸和田市国民健康保険運営協議会

会長 石田 信博

